

「身体障害者福祉法施行規則別表第5号」改正（視覚障害抜粋）

身体障害者障害程度等級表 改正前

(傍線部分は改正部分)

級別	視覚障害
1級	両眼の視力（万国式試視力表によつて測つたものをいい、屈折異常のある者については、 <u>きよう正視力</u> について測つたものをいう。以下同じ。）の和が0.01以下のもの
2級	1 <u>両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの</u> 2 <u>両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95パーセント以上のもの</u>
3級	1 <u>両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの</u> 2 <u>両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90パーセント以上のもの</u>
4級	1 <u>両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの</u> 2 <u>両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの</u>
5級	1 <u>両眼の視力の和が0.13以上0.2以下のもの</u> 2 <u>両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの</u>
6級	<u>一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもので、両眼の視力の和が0.2を超えるもの</u>

身体障害者障害程度等級表 改正後

(傍線部分は改正部分)

級別	視覚障害
1級	<u>視力の良い方の眼</u> の視力（万国式試視力表によつて測つたものをいい、屈折異常のある者については、 <u>矯正視力</u> について測つたものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの
2級	1 <u>視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの</u> 2 <u>視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの</u> 3 <u>周辺視野角度（I/4視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（I/2視標による。以下同じ。）が28度以下のもの</u> 4 <u>両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの</u>
3級	1 <u>視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの</u> （2級の2に該当するものを除く。） 2 <u>視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの</u> 3 <u>周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの</u> 4 <u>両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの</u>
4級	1 <u>視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの</u> （3級の2に該当するものを除く。） 2 <u>周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの</u> 3 <u>両眼開放視認点数が70点以下のもの</u>
5級	1 <u>視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの</u> 2 <u>両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの</u> 3 <u>両眼中心視野角度が56度以下のもの</u> 4 <u>両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの</u> 5 <u>両眼中心視野視認点数が40点以下のもの</u>
6級	<u>視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの</u>